

活動指針（別表2）（令和2年10月22日適用）

レベル	教育活動（授業）	学生の学内入構	教職員	会議	学外者入構
0	【全面面接授業】 通常どおり全受講者の面接授業を実施	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1-A 1-B	【分散型面接授業・遠隔授業併用】 ▪ 所定授業時間適用 教室での受講者数を 1-A：40名程度 1-B：30名程度 ～当該教室収容定員の半数程度とし面接授業を実施、 残りの学生に対し、Zoomにてリアルタイムで授業を 配信する。	感染防止措置の上、 授業受講・個別指導受講・授業外 学習活動の学内実施 (ただし、滞在時間短縮を推奨) 学内ネット環境（情報処理教室 等）利用可	感染防止措置の上、原則通常勤務 体制	感染防止措置の上、対面会議を行う	感染防止措置の上、入構可
2-A 2-B	【分散型面接授業・遠隔授業併用】 ▪ 面接授業時間短縮・課題併用 教室での受講者数を 2-A：40名程度 2-B：30名程度 ～当該教室収容定員の半数程度とし面接授業、残りの 半数に対し、Zoomにてリアルタイムで授業を配信す る。面接授業時間を2/3に圧縮し、1/3の授業相当課 題を学生ポータルサイト等にて提出する。	感染防止措置の上、 ▪ 分散登校 ▪ 図書館利用は人数制限にて可能 ▪ 研究室での指導受講は禁止 ▪ 学内ネット環境（情報処理教室 等）利用可	▪ 感染防止措置の上、原則通常勤 務体制 ▪ 許可制にて時差出勤	感染防止措置の上、不急会議の延期・中止や 出席者制限を併用しつつ、対面会議を行う	感染防止措置の上、入構可 ただし、入構した場合でも大学滞在は最短 時間とする
3	【全面遠隔授業】 ▪ 遠隔・課題併用 教員は学内（または自宅）から授業をZoomにて配信、 学生全員が面接授業2/3をオンライン受講し、1/3の 授業相当課題を学生ポータルサイト等にて提出する。	学生の原則登校禁止 ▪ 個別課題指導・小グループ指導 が必要な際は届出実施 ▪ 学内ネット環境（情報処理教室 等）利用は事前申出のうえ、許可 制	▪ 教員は原則在宅勤務（対策本部 担当教員、個別指導担当教員以外 は入構自粛） ▪ 事務局は在宅勤務推奨 ▪ 最小限の学内活動の継続	可能な限りオンラインや書面で実施 感染防止措置の上、対面会議を行うことも 可	大学に用務がある場合のみ、感染防止措置 の上、入構可 ただし、入構した場合でも大学滞在は最短 時間とする なお、リスクの高い地域からの不要不急の 来学は自粛を要請
4	【全面遠隔授業】 教員は学内（または自宅）から所定時間分の授業を Zoomにて配信、学生全員がオンライン受講し、出席 カードを学生ポータルサイト等にて提出する。	登校禁止 ▪ 学習の質疑（教員との質疑応答） はオンラインで行う ▪ 授業外の質疑・照会は原則電話 にて実施 ▪ 学内ネット環境（情報処理教室 等）閉鎖 ただし、奨学金手続き処理など緊急 を要し、学生支援センターが必要 と判断した場合は個別登校を 許可する	▪ 原則、教員は在宅勤務 ▪ 事務局は業務内容を踏まえ交代 で在宅勤務を推奨	原則、オンラインまたは書面会議のみ ※対策本部等の緊急会議収集が必要な場合 は対面で実施する	原則、入構禁止